

東浦町環境審議会 会議録

会議の名称	平成27年度 第2回東浦町環境審議会	
開催日時	平成27年10月14日（水）午前10時～午前11時30分	
開催場所	東浦町役場 3階 合同委員会室	
出席者	委員	久米 弘（コミュニティ連絡協議会会長） 田崎 守人（経済建設常任委員長） 野村 雅代（卯の花暮らしの会生活学校運営委員長） 竹田 正巳（農業委員会会長） 成田 盛雄（商工会会長） 古瀬 裕美（母の会会長） 楠本 竜二（イオンモール東浦） 土野 広道（カリモク家具株式会社） 伊藤 彰近（株式会社豊田自動織機刈谷工場） 水野 善久（教育委員会委員長） 藤井 敏夫（元愛知県環境部長） 櫻井 繁（公募）
	事務局	成田生活経済部長 石川環境課長 長坂課長補佐兼環境保全係長 竹内主任 花原主事 春日 俊夫（一般社団法人地域問題研究所）
欠席者	委員	遠藤 香代（JAあいち知多女性部東浦地域部長）
審議内容	東浦町の環境を守る基本計画中間見直し版 平成28年度～32年度（案）について	
傍聴者数	0名	
備考		

環境課長 : あいさつ
資料の確認
平成 27 年度版東浦町の環境の説明。
会議の公開の確認(傍聴者無し)
会議の録音ならびに会議状況の写真撮影の了承

生活経済部長 : あいさつ

会長 : あいさつ

会長 : 議事進行
13 名中 11 名が出席、会議の成立を報告。

議題 1「東浦町の環境を守る基本計画中間見直し版平成 28 年度～32 年度(案)」資料 1 について、事務局より説明を行う。

事務局 : 資料 2 は、東浦町の環境を守る基本計画の新旧対照表になっており、左側が新、右側が現行の基本計画となる。
また、別で A 3 綴りの資料は施策体系表で、1 枚目は新体系表、2 枚目が現行の体系表である。
資料 1 において、現行計画との変更箇所は赤字で表記している。
今回の中間見直しの趣旨は、これまでの東浦町における取り組みを検証し、社会動向をふまえた上で、平成 28 年度からの 5 年間の方向性を改めて検討し、施策体系表や目標値、実施する施策の内容を一部変更している。
中間見直し後の施策や取り組みについても、住民や事業者との協働により環境を守ることを重視している。
主な変更として、基本施策が 26 から 20 になっている。これは、実施項目を減らしたのではなく、取り組み内容など一体的に実施することが多いところや、重複した内容などを整理し統合した。各項の〈施策の方向性〉に統合した項目の内容を加入し、記載している。
現状と将来目標について、これまで同様に第 5 次総合計画を上位計画とし、整合・連携を図っていく。今回、中間見直しにあたりこれまでの 5 年間の状況を踏まえ、5 年後を見据え各課と検討し、環境基本計画の項目と将来目標を設定したものもある。
項目に変更はないが、目標値を、上方・下方修正したものについては、各課からの実績により算出されたものである。
施策内容の中で、県の支援施策の情報提供や住民や事業者の意識向上など町が直接事業として行えないものについては、「施策推進のためのその他の取組」として基本方針ごとにまとめて記載した。
事業は、情報提供、意識喚起のための啓発をこれまでと同様に実施する。
施策概要については、現状に沿った内容に修正している。
取り組みにおける役割は、環境への配慮した行動を住民・事業者・行政で連携・協働することで相乗効果を期待した内容を組み込んでいる。
では、環境目標ごとに説明を行う。
環境目標 1、自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり
説明前に修正を行う。
基本施策 1－1－2、農地を保全する

〈現状と将来目標〉の学校給食の地産地消率の平成21年度実績が算定中となっているが、44%へ変更する。

1-2-1、土や緑とふれあう場を創造する
施策にある、緑地の整備を削除する。この内容は、今年度完成しており、整備は県が行っているため施策から除く。

1-1-1、今ある自然を大切にする
目標1については、昨年の会議で委員様からのご意見のあった「生態系ネットワークの理解のためのきっかけづくり」を考慮し変更した。
〈現状と将来目標〉が自然観察会において確認される生物の種数に変更しました。こちらは、固定種を設定するのではなく種数に変更し、多様な生物が生息する環境として保全し生態系ネットワークづくりが出来ていくよう、同時に農地、緑地の推進を図る。

環境目標2、いのちと健康を大切にする安全のまちづくり
公害のない町づくりをめざす中で2-1-1は、公害について1つ1つ基本施策になっていたものを一括した。

環境目標3、ものとエネルギーを大切にする循環のまちづくり
説明前に修正を行う。

3-2-1、省エネルギーを進める
〈現状と将来目標〉1世帯あたりの電力年間消費量が平成21年度実績に4,910kWh/世帯と記入してほしい。

3-1-1、ごみの発生を抑制する
〈現状と将来目標〉は、資源ごみを除いて表示した。
施策としてせん定枝のチップ化促進に、家庭におけるせん定枝をチップ化する粉砕機の貸出しの推進を行う。

3-1-2、リサイクル・リユースの仕組みを構築する
〈現状と将来目標〉の項目ごみの排出量に対する資源化量の割合に変更した。ごみの量は、少なくしていくことが平成32年度目標に設定しており、反対にごみの資源化は増やしたいという目標のためごみ全体からの割合の表示に変更した。また、リユース項目の中に、雨水貯留・浸透施設について記載があったが、かん養機能向上のための雨水貯留・浸透施設であり平常時に雨水をためておくのは衛生上よくないためリユース項目から除いた。

3-1-3、事業系廃棄物の適正処理を促進する
フロンなどの適正処理については、啓発・情報提供のみのため、その他の取り組みとしている。

3-2-1、省エネルギーを進める
CO₂排出量について定めていた将来目標を1世帯あたりの年間電力消費量と年間ガス消費量に変更した。これは、身近なものを数値化することで、自らの電力やガスとの消費量を比較し省エネルギーを推進しやすくする。これまでCO₂排出量の数値については、データが2年遅れて公表されている数値を使用し算定しており、出た数値は2年前の数値のため、施策調整会議で項目として検討するように指示受けたものである。

3-2-2、自然エネルギーの導入を推進する
以前に将来目標に設定していた太陽光発電システムの設定件数は、町として補助金対象機器から除かれているので、設置件数の把握が出来なくなっており、今回設定から削除している。

環境目標4、住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり
4-2-2、地域の環境リーダーを育てる。

〈現状と将来目標〉の平成32年度1,050人から1,030に修正してほしい。

4-1-3、環境に関する情報を共有化する

〈現状と将来目標〉の項目をホームページアクセス数から、ホームページや昨年度からはじめたフェイスブックへの情報掲載とし、情報の共有化の促進を行っていく。

4-2-2、地域の環境リーダーを育てる

〈現状と将来目標〉エコクラブの団体数から、児童数へと変更し小さなリーダーとして芽が出て花が咲くよう参加を促進する。

4-3-1、率先的に環境保全行動を実施する

事業所としての役場の率先行動として職員の運転する公用車、自家用車でのエコドライブを推奨していく。また、事業所として消費電力量を監視し把握していく。

以上が中間見直しの素案の変更点である。

会長 : 事務局から見直し案について、概略の説明を行った。基本的には、昨年度から今年の第1回まで皆さんからいただいた意見が赤字で反映されていると思う。1章は基本的な考え方なので、これでいいかと思う。まずは4章の環境目標1、環境目標2に関して意見を頂戴する。

(質疑・意見)

委員 : 平成27年度版東浦の環境の3ページの(2)公害苦情の状況について、その他(不法投棄・雑草等)が多くなっているが、この内訳について、例えば不法投棄がどのくらい、雑草がどのくらいというように、わからないだろうか。

事務局 : 資料がこの場にはないため、後ほど報告する。

委員 : 基本的な認識についての質問。車で走っていても、散歩する人もよく目にするが、町有地、道路の路肩から法面や水路の法面には、現在セイタカアワダチソウが満開になっている。これは雑草の部類だと思うが、自然環境を守り、住環境を良くしていく上で、行政がきちんと対応すべきだと思う。花粉症でもセイタカアワダチソウが最初に出てきて、その次にヨモギが出てくる。住民の健康を守る上でも、行政がこういう所から目をつけていい環境にしなければ、いろいろな緑を増やせ、公園を守れ、河川をきれいにしろ、里山を保全しろと言われても難しい。町の中では土木課が担当する絶対的な面積が一番多いと思う。住民、事業者、行政がやる中で、まず行政が率先して始めるべきはこのあたりのことではないかと思うが、この点が見直し案の中では落ちていると思う。緒川の上家左川の橋から大府の方に行くと森岡に新しい交差点ができたが、そこに国道366号の分離帯が残っている。ここは県が管理していると思うが、住民側から言うと町内は町である。この間河川の雑草の処理をしていたが、これは県の施策できれいになっていると思う。分離帯には草が生えていてわかりにくい、コンビニやスーパーの袋や空き缶などが捨てられている。これは町や県がやらなければいけない仕事だと思う。これも町がまずやる事だと思うが、この見直し案にはまったく出てこない。行政が行うべき事の原因だと思うが、どのように考えているのか。

- 会長 : 河川は県の管轄のようなので、地区から雑草についてお願いしても、県に要望しておくということになる。
- 事務局 : 見直し版の1-3-3が「地域の美化を推進する」となっており、草刈りがここにあてはまるかどうかはわからないが、この項目において行政の姿勢を出していく必要があると考えている。計画をどのように変更するか検討するが、中央分離帯や河川については草の繁茂の状況により町から県に管理の依頼をするということになっている。町道、町有地、公園については、草が生えてきたのを見計らって管理していくということになっているが、年間を通しきれいな状態というのは、予算の関係もあり、できていないのが現状。そういう中でも、まずは町有地をきれいに管理していくという姿勢を計画において出していくことは重要と考える。町有地の管理について検討する。
- 委員 : 森岡の観光ぶどう狩りのシーズンには、来客のため、農家が自分の周りはきれいにしている。今が一番きれいな時期だと思う。ぶどう園をやっていない人の周りの道路の路肩から法面は、格段に見苦しくなっている。森岡では住民が自発的に、道路の路肩から法面まで、町有地でも草を刈っている。そういうことも含めて、連携しながらやっていく必要がある。自分の家の周りの道路の草刈りは昔なら当たり前だったが、現在はコミュニティの中でもなかなかできていないので、やらなければいけない所は行政が予算を取ってきちんとやる必要があると思う。見直し案にもぜひ入れて欲しい。
- 町で現在景観まちづくりを行っており、7月に一般の住民も入って会合をやった。そこで一般の方から、東浦町は原風景は農村景観だという発言があった。東浦町は兼業がほとんどになり、農業と言えない部分も多い。水田も機械のある人に委託することが多く、機械の入れる場所は何とか耕作するが、大型の機械が入れない所は荒れてしまっている。しかも所有者も高齢になり農業ができなくなっている。このように嘆かわしい農村風景になってしまっているが、このようなことから、自然環境はとても大切だということを認識した。それがもとになって良い住環境が保たれるというようにつながっていくと思う。このようなつながりは大切だと思うが、現在はつながりがなくなっている。行政も頑張って自然環境を守り、まちなみの良さなども環境の中から生み出して欲しいと願っている。
- 委員 : 公共空間の雑草の管理や木の剪定については、アダプトプログラムにおいて、自分の家の前の公共の空間は住民の手で守るということを明確にしていくことも一つの方法だと思う。
- 「基本施策1-1-1今ある自然を大切にする」において、景観を守ろう、東浦らしい自然を守ることの中で、都市圧もあり人口を減らさない、活性化も図るということになると、土地利用の調整が入ってくることになると思う。森林面積については、目標値が下がっている。減っていくのは仕方ないが、こういうことを目標としていいのか。減っていく速度があり、この目標値は関係部局からの意見を踏まえて入れているのだと思うが、こういう計画で目標としていいのか疑問が残る。むしろ、一般論ではなく、東浦町の自然が支えてきたオオタカやオニバスなどを強調した保全の方法を示した方が良いのではないかと。7月19日の中

日新聞に、オニバスは町が保全しているということが掲載されたが、こういった既に町が頑張っていることが計画に出てこないのは残念だ。目標か方向性の中で、単に確認されているということだけではなく、具体的に取り組んでいる事を書いた方が、より東浦町らしい計画になると思う。オオタカに関しては、森林面積が減っていくのは都市圧の関係で仕方ないが、どのような場所の森林が東浦の自然を守る上で重要かという視点も必要だと思う。オオタカが発見されている場所、何とかなの森というのがあると思うが、そういう所を強調した記述が必要だと思う。減少する目標数値を掲げるだけでは、「ああ、そう。」ということになってしまうので、そのような記述にした方がよいと考える。

自然観察会で確認される生き物の種類というのは1つのアイデアだと思うが、この場合は自然観察会の場所が変わると種類の意味がなくなる。この指標のベースとなっているのは定点観測なのか。

また、緑化を進める、農地を守る、森林を保全するなどあるが、町の花や木を緑化する、快適な空間をつくるという部分に入れてもよいのではと思う。例えば、卯の花いっぱい運動などもあると思う。

公害問題について、環境がよくなっているのは事実だが、現在問題になっているのは、大気汚染のPM2.5である。大気汚染で亡くなる方は世界で年間数百万人と言われており、そういった面での大気汚染の影響が指摘されている。大気汚染の中ではPM2.5は大きな関心ごとになっているが、東浦町ではPM2.5を測定した実績はあるのか。

事務局 : PM2.5は県が測定し、県のホームページで公表されている。

委員 : 県の測定値に対して、町として問題だ、いい状態だ等の評価はしていないのか。

事務局 : していない。

委員 : 町としても評価して、そのレベルに応じて、それに関する記述があった方がよいと思う。

事務局 : 自然観察会については、定点観察で行っている。明徳寺川、学習の森、高根の森で毎年実施している自然観察会で、生物の確認を行っている。

委員 : その場所については、注釈でもよいので書いた方がよいと思う。

事務局 : 森林面積は宅地開発や道路整備、造成、南ヶ丘の開発などにより減少している。人口増や町を発展させる部分において森林が多少減少している。一方であいち健康の森の一部を新たに森林に認定したことで増えた部分もある。森林面積については都市整備課で確認する。
また、大気汚染のPM2.5に関する記述も検討する。

会長 : 環境目標3から最後までで意見を頂戴する。

委員 : 地球温暖化対策について、もうすぐ地球温暖化防止の世界会議 COP21が開催され、日本は2030年までにCO2排出量を20数パーセント削減するということになる。その計算のベースを紹介すると、2050年が世界

で 70 数パーセント削減、21 世紀末には脱炭素化ということが前提になっており、その上で 2030 年位数 10 数パーセント削減となっている。そうしないと 21 世紀末には地球全体で 2℃以上に上がってしまう。現在は 0.8℃上がっているので、今後もまだまだ温暖化していく、2℃くらいまでは地球温暖化の影響はある程度我慢しようというシナリオの中で、地球温暖化対策が出ている。この考えは正しいと言われており、冷静に考えると 21 世紀末までは誰も生きていないので深刻に考えられないかもしれないが、未来を生きる子どもや孫たち、それ以降の世代にとっては極めて深刻な課題である。このため、COP21 では真剣に議論され、アメリカも中国も参加する、参加せざるを得ない。その中で日本では 20 数パーセントの削減に向けて何をやらないといけないかということが課題になっている。この目標は他の国から比べて低いのではないかとわれわれ批判も受けている。このような目標値でも、2030 年の 20 数パーセント削減の実現は困難といわれ、国は焦っている。国の 28 年度の概算要求でもかなりのメニューを用意して、いろいろ取り組もうとしている。その中で東浦町のような地方公共団体には 2 つの重要な役割があると思う。1 つは率先垂範、自らが率先垂範して、公共施設の CO2 を削減する、町全体で削減に取り組むということで、これはこの見直し計画にも入っていたと思う。しかし、これも後ろ盾、算出根拠はないのではないと思う。そこで提案だが、施策の手当てについて、国の来年度の概算要求を見て欲しい。地方公共団体をサポートしようとする事業が取り上げられている。メニュー的には計画に記載されている個々の施策を裏付けするものとなっている。計画の表現はこれでもよいと思うが、国の様々な施策を誘導しているということが重要だと思う。東浦町の事業だとハードなものに対しては 3 分の 2 程度の補助がある。各家庭の取組は書いてあり、事業者の取組は書かれていないが、事業者の取組も重要だと思う。概算要求を見ると街灯の LED 化に対する補助がある。工場からの CO2 の削減は事業者の努力でかなり進んでいるが、現在課題になっているのがサービス業関係のオフィスである。そこからの排出量は大きく増加しているので、事業者向けの補助制度の活用を町が町内の事業者積極的に PR して、全体としての地球温暖化対策を推進して欲しい。

委員 : 一般ごみの有料化はもう計画にあがっているのか。

事務局 : ごみ袋の有料化については、平成 31 年度の東部知多クリーンセンターの新施設の稼働にあわせて準備を進めている。

委員 : 事業系ごみについて、分別が始まる前は、事業系ごみが一般ごみに紛れ込んでいるということがあったが、現状はそのような状況は把握しているのか。現在はないということなのか。

事務局 : 事業系廃棄物の混入については、現在はないと考えている。東部知多クリーンセンターでは東浦の搬入車両により持ち込んだごみを、最低年 5 回全部開いて、事業所から出たごみがないか確認を行っている。事業系一般廃棄物、例えば事務所で使った紙や食堂で出る残渣については事業系一般廃棄物ということで、東部知多クリーンセンターでは受け入れ可能である。それ以外のごみは東部知多としては産業廃棄物となり、町として収集・運搬の許可を出した業者が持ち込むことはあっても、家庭か

ら出る一般ごみへの混入はほとんどないと考えている。

- 委員 : 自然エネルギーの導入を推進するという項目において、現状と将来目標については設定しないということだった。その理由について、太陽光発電への補助が廃止されたことによるとのことだが、計画の中で現状と将来目標を設定しないということに違和感がある。他の施策の中で設置費用を補助するというものもあるが、そのあたりの説明をもう一度して欲しい。
- 事務局 : これまでは住宅への太陽光発電システムの設置件数を目標として定めてきた。見直し計画の施策には対策機器の設置促進とあり、補助はしていないが太陽光発電システムもその中に入っている。太陽熱高度利用等のシステムについては現在も町として補助を行っているので、こちらについて導入促進を図ることになるが、太陽光発電については補助を出していないため、設置件数の設定ができなくなったことが理由である。ただ、補助がなくても自然エネルギーを導入するための機器の設置は、推進していきたい。事務局としても将来目標を設定しないのはおかしいという意見もあり検討しているが、審議会でのご意見をお聴きしたい。
- 委員 : 住宅用太陽光発電の目標数値を書くのが難しい、一定の目標は達したと、非常に真面目に考えているということだが、太陽光発電の設置件数は、東浦町は県下の中でも極めて優れた上位のレベルにある。武豊線に乗って沿線を見ても、屋根に乗っている太陽光発電の数は、半田や名古屋に比べても圧倒的に多く、これまでの実績があると考ええる。また、現状と将来目標がここだけ記載がないというのは、計画として見づらいと思う。定性的でもよいので、太陽光発電の普及を踏まえて自然エネルギーの拡大を促進するという表現だけでも良いのではないか。何キロワットや太陽光発電何基と数値を決めなくても、前向きな姿勢を示せばよいと考ええる。
- 委員 : 町の生路5号地で民間委託により太陽光発電を行い、そこからの利益が町に入る計画になっていると思う。町が保有する公共の施設で、太陽光発電ができる可能性のあるところはないのか。
- 事務局 : 公共施設の改修時には太陽光パネルや自然エネルギーの活用について検討しているが、現状においては耐震の関係もあり、太陽光パネルを乗せることは難しい状況になっている。
- 委員 : 農地で太陽光発電を行う場合、農地を保全して農作業をしながらであれば、土地にかかる税金が農地並みのままでできる。このような方法もあるので、様々な方法を模索し、行政自身もぜひ考えて欲しい。東浦町内でも農地で太陽光発電するというケースも出てきており、新しい展開も推進して欲しい。
- 会長 : 寿地区においては、景観の観点での太陽光発電の可能性を検討している。
- 事務局 : 先ほど委員から質問のあった、平成27年度版東浦の環境の3ページの(2)公害苦情の状況についての、その他において、132件がその他に上がって

いる。内訳は不法投棄が21件、雑草や竹、木の苦情が91件、その他は蜂、路上駐車、除草剤等の苦情であり、その多くが蜂苦情。これが20件となっている。

- 委員 : 地域の美化を推進する中に、空き地とともに新たに空き家が追加されている。過疎地では空き家の増加が目立ち倒壊するものもあるという報道があるが、東浦では空き家の実態は調査しているのか。空き家がどれだけあり、その中で管理されていない、倒壊の恐れのある空き家の数がわかるのであれば教えてほしい。
- 事務局 : 空き家の調査については現在調査中である。各区長にお願いし、各区に空き家らしいところがあるか、調査を依頼している。調査票の提出後、町で所有者等を調べ、空き家を様々な区分に分類してリストを作成する予定である。現在、区に調査を依頼している段階である。
- 会長 : うちの区では現在組長に調査票を依頼しており、今月中には回収できると思う。組長に空き家の管理状況を記入してもらうようにしている。
- 会長 : 閉会のあいさつ
今後のスケジュールについて、事務局より説明を行う。
- 事務局 : 今後は、今日の意見を見直し案に反映させた上で、12月1日の広報でパブリックコメントの予告を行い、12月4日に町議会の全員協議会に報告した上で、12月10日から1月9日の1ヵ月間、パブリックコメントを行い、町のホームページにも見直し案を掲載する。その後、パブリックコメントの意見の状況を審議会に報告して、見直し案を確定していく。
パブリックコメントの状況を報告する第3回の審議会は1月28日午前10時から開催する予定である。